

# 地域で“共育”土曜チャレンジ学習事業 実施要綱

## 1 趣 旨

地域の多様な経験や技能を持つ人材、企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図ることにより、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、県及び市町とする。

## 3 事業の内容

地域で“共育”土曜チャレンジ学習事業は、次により実施する教育活動とする。

### (1) 推進委員会の設置等

県は、県内の土曜日等(日曜日、祝日、長期休業を含む。)の教育活動等の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、県内の土曜日等の教育活動の総合的な調整役を担うコーディネーター、土曜日等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する教育推進員、プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する教育サポーター等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、教育活動等の総合的な推進を図る。

#### ① 推進委員会の設置、運営

ア 県は、県内の土曜日等の教育活動等の総合的な在り方の検討を行う推進委員会を設置する。

イ 推進委員会では、土曜日等の教育活動の実施方針、地域や企業等の多様な人材の参画のための仕組みづくり、広報活動方策、安全管理方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

#### ② 指導者等研修の実施

ア 県は、県内の市町が配置するコーディネーターに対して、土曜日等の教育活動の現状や方針、学校や地域団体、企業等との連携方策、地域や多様な企業等の協力者の人材確保方策等の資質向上を図るための講義や、経済団体・商工会等との連携、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施することができる。

イ 県は、県内の市町が実施する教育活動に関わる教育推進員等に対して、子どもとの接し方、学校の理解、学習活動の計画・実施方策等の資質向上を図るための講義や、多様な経済団体・商工会等との連携、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとす

る。

## (2) 教育活動等の実施

### ① 市町運営委員会の設置

ア 市町は、域内の教育活動の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。  
なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、地域や企業等の多様な人材の参画のための仕組みづくり、人材確保方策、広報活動方策、安全管理方策等の検討、土曜日等の体系的・継続的な活動プログラムの計画、教育活動の実践に向けて必要となる研修、事業の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定にあたっては、地域の多様な経験を持つ人材や企業等の豊かな社会資源を活用して、子どもたちの教育活動を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施する。

### ② コーディネーターの配置

ア 市町は、コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、ひょうご放課後プラン事業関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、保護者等と連携しながら、活動を行うものとする。

イ コーディネーターは、域内の土曜日等の教育活動についての調整の他、学校や学校関係者、地域の団体、経済団体、企業等との連絡調整、地域の教育推進員及びその協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた体系的・継続的な活動プログラムの計画等を行う。

### ③ 教育活動の実施・運営

土曜日ならではの多様な教育プログラムを実施できるよう、地域や企業・団体の多様な人材を教育推進員・教育サポーターとして配置し、コーディネーターとの連携により、教育活動の充実を図ることとする。

そのほか、本事業における土曜日等の教育活動とは、以下の形態・内容を有するものとし、いずれの活動においても実社会につながるプログラムや、教科等に関連したプログラムであって体系的・継続的なものとなるよう努めること。

ア 教育委員会や地域住民(学校支援地域本部、放課後子ども教室等の地域の団体を含む)、保護者、企業など、学校以外の者が中心となって、希望者を対象として行う土曜日等の教育活動。

イ 学校・家庭・地域が連携し、役割分担しながら、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日等の教育環境づくりを推進するために必要な活動。

#### 4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町は、県が指定する期日までに事業計画書を県教育長に提出する。

#### 5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町は、県が指定する期日までに、事業報告書を県教育長に提出する。

#### 6 費用

(1) 県教育長は、上記2～3の要件を満たした場合に、市町が直接実施する事業又は委託して実施する事業に対して補助金を交付するものとする。

(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。

##### ① 市町運営委員会の設置にかかる経費

運営委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じて必要な経費を適宜積算する。

ただし、飲食物費(当該市町が認める会議費以外のもの)及び交際費に該当する経費は除く。

##### ② コーディネーターの配置にかかる経費

ア コーディネーターの配置にかかる経費については、コーディネーターの活動にかかる謝金、消耗品等が考えられるが、市町の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

イ コーディネーターの配置人数については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置する。

ウ コーディネーターの謝金単価については、1時間当たりの謝金単価は1,440円を上限として積算する。

##### ③ 教育活動の実施・運営にかかる経費

ア 教育推進員、教育サポーターについては、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置する。

イ 教育推進員、教育サポーターの1時間あたりの謝金単価は教育推進員については1,970円、教育サポーターについては720円を上限として積算する。

ウ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等が考え

られるが、各市町の実情に応じて必要な経費を適宜積算する。

ただし、当該市町が認める会議費以外の飲食物費、交際費に該当する経費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く。教材費等については、教育活動の内容に応じて必要な経費を消耗品費として積算する。

#### エ 消耗品費

各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。なお、学校やPTA等が通常使用するものと明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。

#### オ 旅費・交通費

校外学習等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費等について、積算する。地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則除く。

#### カ 雑役務費

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等にかかる業務を請負で実施する場合について、積算する。

#### キ その他

取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催し物を実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

### 7 その他留意事項

① 土曜日等の教育活動の計画・実施に当たっては、以下の点に特に留意すること。

ア 土曜日等の教育プログラムの計画・実施に当たっては、単発的、イベント的な内容にとどまることなく、継続して学習することで、子どもたちが多様な視点を持ち、幅広く知識を獲得することが可能な、体系的な学習が行われるように努めること。

イ 教育課程内での学校の授業における学習内容が、実社会とどのようにつながっているかを学ぶことができるよう、実社会で活躍する地域や企業の幅広い人材の協力を得て、体験型の学習なども取り入れるなど、実施方法の工夫に努めること。なお、学習の形式は講義形式、グループ学習形式、ICTの活用など、学習内容に合った形式で実施して差し支えない。

ウ 教育活動の計画・実施に当たっては、放課後子ども総合プランを推進する観点から放課後児童クラブとの連携により、域内の子どもたちの参加促

進が図られるよう努めること。

エ 就学前の子どもが参加する教育プログラムの計画・実施に当たっては、小学校等を活用して読み書き等の学習の基礎力を培い、また、学校に慣れ親しむ環境を提供することで、入学にあたっての不安の解消等に努めるとともに、保護者のニーズも踏まえ、親子参加型のプログラムも含めるなど、工夫に努めること。

オ 対象となる子どもの範囲は、地域の子ども全般であり、保護者が就労等により家庭にいない子どもに限定したり、国公立の設置者別に制限を設けることなく、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。

カ 教育活動の実施場所としては、基本的に、小学校・中学校・高等学校等の学校施設(教室や余裕教室、校庭、体育館等)を活用するが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用するなど、子どもたちが安全に安心して多様な活動ができる場所で実施すること。

キ 障害を有する子どもたちに対する教育活動を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫する。

② 推進委員会や運営委員会による研修の実施にあたっては、公民館等の社会教育施設等と連携し、その機能を積極的に活用するなど研修内容の充実に努めること。

③ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意点等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。

④ 県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実に努めるため、市町においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

⑤ 本事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。

## 8 施行日

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。